

福祉もりおか



<http://www.morioka-shakyo.or.jp/>



2005.12.15

No.124

社会福祉法人 盛岡市社会福祉協議会

盛岡市若園町2-2 盛岡市総合福祉センター TEL:019(651)1000 FAX:019(622)4999

盛岡市社会福祉協議会 合併調印式行われる - 3月1日の合併に向けて新たな一歩 - 玉山村社会福祉協議会



写真左より、岩手県盛岡地方振興局保健福祉環境部部長、盛岡市社協会長、玉山村社協会長、岩手県社協会長

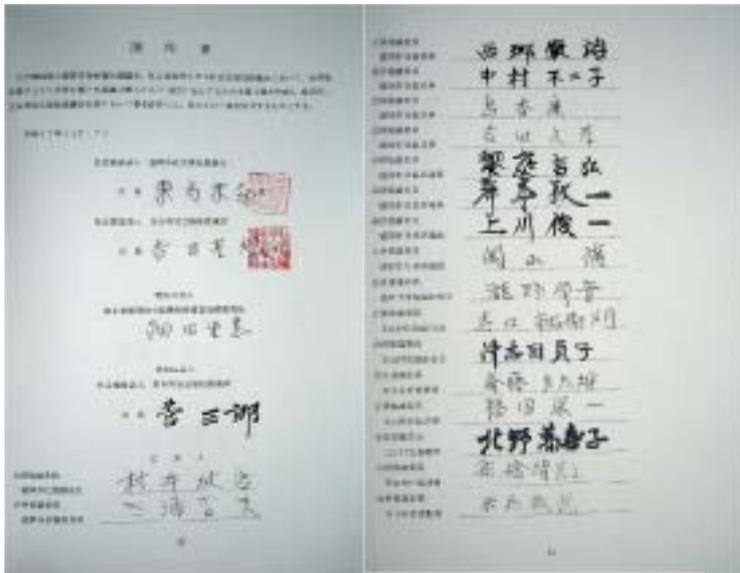
盛岡市社会福祉協議会と玉山村社会福祉協議会の法人合併調印式が、平成17年11月17日(木) サンセール盛岡において行われました。

調印式当日は天候に恵まれ、特別立会人として岩手県盛岡地方振興局保健福祉環境部 細田重憲部長、岩手県社会福祉協議会 菅三郎会長をお迎えし、合併協議会委員が立ち会い、両市村社会福祉協議会関係者約30人が見守るなか式は進められました。

調印式では、合併協議経過の報告後、盛岡市社協 東島末起会長と玉山村社協 吉田光夫会長が合併契約書及び合併協定書に署名・押印をしました。その後、合併協議会委員が立会人として署名をし、合併調印式は滞りなく終了いたしました。

今年5月から両市村社会福祉協議会の合併協議会委員により5回にわたる協議が進められ、73項目にわたる各種事務・事業の調整方針が決まりました。

これで、平成18年3月1日(水)の新盛岡市社会福祉協議会誕生に向け、新たな一歩を踏み出しました。



署名された合併協定書



立会人として署名する合併協議会委員

合併調印式を終えて

社会福祉法人
盛岡市社会福祉協議会
会長 東島 末起



盛岡市・玉山村両社会福祉協議会は、合併に向けて今年5月から協議を重ねてまいりましたが、このたび合併契約の締結並びに合併協定調印式を行うことができました。誠に喜ばしい限りであります。

合併による新生盛岡市社会福祉協議会は、時代の変革を的確にとらえ、地域社会の期待に反することのないよう社会福祉活動に取組み、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを進めていく決意を新たにいたしました。

今後は合併の精神に基づき、地域福祉の更なる充実をめざし、住民の方々はもとより町内会・自治会や地区福祉推進会、民生・児童委員、ボランティアなど関係機関、団体との協働による活動を積極的に推進してまいりたいと存じます。市民皆様方の一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

公 告

平成18年3月1日 社会福祉法人 盛岡市社会福祉協議会は、社会福祉法人 玉山村社会福祉協議会を合併して存続し、社会福祉法人 玉山村社会福祉協議会は解散する旨を理事会及び評議員会で議決しましたので、この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から2月以内にその旨をお申し出ください。

平成17年12月15日

岩手県盛岡市若園町2番2号

社会福祉法人

盛岡市社会福祉協議会

会長 東島 末起

合併の方式

合併の方式は、社会福祉法人玉山村社会福祉協議会を廃し社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会に編入する編入合併とします。

合併の期日

平成18年3月1日

新社協の名称

合併後の新社協の名称は、社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会とします。

新社協事務所及び支所の位置

- (1) 新社協の事務所の位置は、現盛岡市総合福祉センター(盛岡市社会福祉協議会：盛岡市若園町2番2号)とします。
- (2) 新社協の支所を玉山村の現総合福祉センター(玉山村大字浜民字泉田77番地1)に置きます。

財産及び債務の取扱い

玉山村社会福祉協議会の財産及び債務は、すべて盛岡市社会福祉協議会に引き継ぐものとします。

定款等諸規程の取扱い

- 定款など諸規程については盛岡市社協において次のとおり調整します。
- (1) 合併協議会で協議・承認された各種事務事業の調整方針に基づき定款・諸規程の改正・新設を行うものとします。
 - (2) 玉山村社協の事務事業を引き継ぐための経過措置を設けるものとします。
 - (3) 玉山村総合福祉センターを盛岡市社協の施設として設置するため、規程の改正を行うものとします。

役員等の定数及び任期の取扱い

- (1) 新社協の理事の定数は17名、監事の定数は3名、評議員の定数は35名とします。
合併時における理事は、盛岡市10名、玉山村7名、評議員は盛岡市25名、玉山村10名とし、監事3名は盛岡市から選出します。
- (2) 役員等の任期は2年としその始期は合併時からとする。但し、理事の合併後最初の任期については理事の選任は評議員会で行うこととなるため、定款の規定にかかわらず10日間延長するものとします。
- (3) 役員等の定数については改選時において見直しするものとします。

各種委員会の取扱い

- (1) 生活福祉資金調査委員会は、合併時に盛岡市社協の例により統合します。
- (2) 苦情解決委員会は、合併時に盛岡市社協の例により統合します。
- (3) 総合福祉センター管理運営委員会は、合併時に盛岡市社協の例により再編します。
- (4) ボランティア育成委員会は、合併時に盛岡市社協の例により統合します。
- (5) 表彰審査委員会は、合併時に盛岡市社協の例により統合します。
- (6) 企画委員会、心配ごと相談所運営委員会は、合併後に新市社協において検討します。

事務組織・機構の取扱い

- (1) 新市社協の組織・機構については次の事項に基づき整備します。
住民福祉サービスの低下を招かないよう十分配慮した組織・機構とします。
- (2) (仮称)盛岡市社会福祉協議会玉山支所については支所長を置き新市社協が行う各種福祉事業について、サービス水準を低下させない業務執行を行う組織・機構とします。

職員の取扱い

玉山村社会福祉協議会の職員は、すべて盛岡市社会福祉協議会の職員として、引き継ぐものとします。

会費・利用料の取扱い

会費については合併時は現行どおりとし、合併翌年度以降については合併年度内に調整します。
盛岡市総合福祉センター並びに玉山村総合福祉センターの利用料については当分の間現行どおりとします。

団体事務の取扱い

- (1) 民生児童委員連絡協議会については市村合併と同時に民児協が合併することとなるので、盛岡市社協の例により統合します。
- (2) 老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、手をつなぐ親の会、母子寡婦福祉協会については当面は現行どおりとし、団体の合併時において当該団体と協議します。
- (3) 盛岡市ボランティア連絡協議会、盛岡市子ども会育成会連絡協議会については現行どおりとします。

団体等への助成金の取扱い

- (1) 合併時は、現行どおりとし同一目的団体の合併促進を働きかけます。
- (2) 合併後の団体等に対する補助金の適正化を図るため、盛岡市社協団体等補助金等交付要綱を廃止し、新たに団体等に対する補助金交付要綱を制定します。

新市施設の管理運営の取扱い

合併時に盛岡市総合福祉センター規程を基本に再編します。

新市等からの受託事業の取扱い

・家族介護リフレッシュ事業

合併時は現行どおりとし、合併翌々年度の再編された事業を受託します。

・紙おむつ支給事業

合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合します。但し、玉山地区において既に受給している者については支給内容を現行どおりとして、新市が実施する事業を受託します。

・おでかけ送迎サービス事業

・生活管理指導員派遣事業

・生きがい活動支援通所事業

以上の項目は合併時は現行どおりとし、合併翌年度に再編された事業を受託します。

・児童館・学童クラブ管理運営事業

平成17年度から平成19年度までは、施設管理者として玉山村の指定を受けているので現行どおりとします。

・ボランティア地域介護支援事業

合併時は現行どおりとし、合併翌年度に廃止します。

・配食サービス事業

合併後新市において現行の玉山村の制度を玉山地区において3年間をめぐりに存続する事業を受託します。

・訪問美容サービス事業

合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市社協の例により市社協事業として実施します。

・育児支援ヘルパー派遣事業

合併時は玉山地区において現行どおり実施し、合併翌年度に同種の事業を行っている盛岡市ファミリーサポートセンター及び玉山地区の子育て支援グループと事業移行について新市において協議します。

・高齢化社会に対応した講座開催事業

合併時は現行どおり実施することとし、玉山地区において早急に地域福祉推進組織の設立に努め、新市が実施する事業を受託します。

・シルバーメイト事業

合併時は現行どおり実施することとし、玉山地区において早急に地域福祉推進組織の設立に努め、新市が実施する事業を受託します。

事務・事業の取扱い

・ふれあいシルバーサロン事業

＜ア：高齢者保健・福祉情報交換連絡会
イ：高齢者ふれあい座談会・給食会
ウ：ボランティア活動事業
エ：世代間交流事業＞
合併時は現行どおり実施することとし、玉山地区において早急に地域福祉推進組織の設立に努め、盛岡市社協の例により新市の区域において実施します。

・日常生活用具貸出事業の取扱い

合併時に盛岡市社協の例により統合します。但し、チャイルドシート貸出については当分の間玉山地区において存続し、他団体の同種事業との調整を図ります。

・小地域福祉活動事業の取扱い

現行制度により全自治会を指定後、事業終了年度をもって廃止します。

・除雪機貸し出し事業の取扱い

玉山地区において現有器材をもって現行制度で当分の間実施します。

・歳末たすけあい配分事業の取扱い

合併翌年度は現行どおりとし翌々年度の事業計画策定時に配分対象等を再編します。

・災害支援物資備蓄事業の取扱い

盛岡市の例によります。

・子育て支援事業の取扱い

補助事業期間をもって終了します。

・心配ごと相談事業の取扱い

合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市社協の例により再編します。但し、法律相談については玉山地区において現行どおり存続し、合併翌年度から5年後に見直しをします。

・ボランティア育成事業の取扱い

- (1) ボランティア活動費助成については合併時は現行どおりとし、合併翌年度に補助基準を再編します。
- (2) 在宅支援ボランティア養成講座、高校生ボランティアスクール、ボランティア登録幹事事業、ふれあい広場開催事業については盛岡市社協の例により統合します。

・ボランティア保険加入助成事業の取扱い

合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市社協の例により統合します。

・ボランティア協力校指定事業の取扱い

岩手県社協の指定によります。

・福祉協力校指定事業の取扱い

合併翌年度までは現行どおりとし、翌々年度において再編します。

・福祉教育推進事業の取扱い

＜ア：福祉作文・標語コンクール
イ：キャップハンディ体験事業＞
合併時において玉山村社協の例により実施します。

・心身障害児緊急一時介護事業の取扱い

盛岡市及び玉山村手をつなぐ育成会と協議の上、玉山地区でも実施できるよう努めます。

・精神障害者ホームヘルプサービス事業の取扱い

合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編します。但し、玉山地区においては当分の間、新社協が受託します。

・金婚慶祝会開催事業の取扱い

盛岡市の制度に統合します。

・ふれあいサポートバンク事業の取扱い

平成17年度に事業開始したこともあり、当面は玉山地区において現行どおり実施するものとし、今後NPO法人盛岡市ファミリーサポートセンターへの移管の可否について検討します。

・一人暮らし高齢者の集い開催事業の取扱い

当面は玉山地区において現行どおり実施することとし、玉山地区において早急に地域福祉推進組織の設立に努め、盛岡市社協の例により当該組織に事業を移行します。

・遺児励励会開催事業の取扱い

当面玉山地区で現行どおり実施することとし、岩手県母子寡婦福祉協会盛岡市支部が実施する類似事業への再編について検討します。

・生活資金貸付事業の取扱い

合併時に玉山村社会福祉協議会助け合い資金設置運営規程の例により統合します。

・地域社会安心確保ネットワーク事業について

国庫補助事業であるため、引き続き実施できるよう市に要望します。

・指定居宅介護支援事業(介護支援計画)について

・指定訪問入浴介護事業(移動入浴車派遣)について

・指定訪問介護事業(ヘルパー派遣)について

・指定居宅支援事業(身体障害者居宅介護)について

・地域福祉権利擁護事業について

・学童クラブ管理運営事業について

・生活福祉資金貸付事業について

・生活援助員派遣事業について

・老人デイサービス管理運営事業について

・在宅介護支援センター管理運営事業について

・移動入浴車派遣事業について

以下の項目は合併時において盛岡市社協の例により統合します。

・福祉大会事業について

・広報活動事業について

・結婚相談事業について

・高齢者就労相談事業について

・児童福祉週間事業について

・ぶらっとCab貸出事業について

